

▼チャレンジショップゆめちか（吹田市役所 中層棟地下1階）



出店者4期生募集決定！
詳しくは3ページをご覧ください♪



チャレンジショップゆめちか
キャラクター「ゆめちかちゃん」

topics

- ◎商店街空き店舗を
活用したお店を紹介します
- ◎連載コラム『経営のはなし』
～仲間とともに事業を実現させる組織づくり～
- ◎市内事業者・創業者向けの支援施策
etc...

商業相談を利用しませんか

吹田市では、中小企業診断士による商業相談を行っています。商業の経営に関することについて何でもご相談いただけます。無料ですので、是非ともご利用ください。



詳しくは8ページを
ご覧ください。



吹田市内の商店街にある 空き店舗を活用したお店を紹介します！



「Caffé Blu」 (吹田さんくす名店会商業協同組合)



開店日 平成28年11月1日
所在地 吹田市朝日町1-111
目的 カフェ&スポーツバーという、商店街にはないタイプのお店をオープンすることで、商店街や地域の魅力向上を目指します。

吹田さんくす1番館1階にある空き店舗を活用してオープンしたカフェバー。店内には大型スクリーンが設置され、スポーツを観戦しながら飲食を楽しむようになっています。昨年度、JR吹田駅周辺商店街にて開催された「吹田バル」や「吹田ジャズ・ゴスペルライブ」をはじめとする、商店街で開催されるイベントにも多く参加し、街のにぎわいの創出に貢献しています。



「Chika' s kitchen」 (吹田市栄通り商店会)

開店日 平成28年12月8日
所在地 吹田市昭和町10-24
目的 商店街に飲食店が数店舗あるため、新たに若者をターゲットにした飲食店をオープンすることで他の店舗との相乗効果を図り、商店街全体の魅力向上、にぎわいの創出を目指します。

吹田市栄通り商店会の空き店舗を活用してオープン。入口に嵌め込まれている赤いクーパー(車)が目印です。ブリトーピザが人気メニューで、夜はバーとしても楽しめます。店頭ではテイクアウト販売も行っており、テイクアウトができる店舗の少ない商店街の魅力向上に繋がっています。



吹田市役所の地下で

チャレンジショップ ゆめちか

「定食・珈琲 なな丸」大好評営業中！

OPEN

吹田市では、飲食店の開業を目指す個人を支援するための施策として、市役所の地下1階にある喫茶室の跡をチャレンジショップとして活用しています。出店期間は約1年間で、現在、チャレンジャー3期生の店舗「定食・珈琲 なな丸」が営業中です。

営業期間

平成28年12月1日～平成29年11月17日

営業日

月曜日～金曜日(祝・休日は除く)

営業時間

午前10時～午後4時

お昼の時間帯は、毎日多くの方がお弁当や作りたての定食を買いに来られます。お昼以外の時間帯でも、ドリンクを飲みながらゆったりと寛げる場所となっています。種類の豊富なケーキセットや焼き立てのトーストも人気のメニューです。市役所にお越しの際は、是非ともお立ち寄りください♪

MENU

■ 定食 (AM11時30分～) 500円

日替わり定食、チキンマヨポン定食、唐揚げ定食、唐マヨ丼

※それぞれお弁当(500円)もご用意しています。

■ ドリンク 200円

珈琲、紅茶、オレンジジュースなど
(+100円でフロートにできます)

■ デザート

アイスソフト(バニラ・チョコバニラ) 200円

ケーキセット(お好みのケーキ1品+ドリンク) 500円

ケーキ単品 300円

(約6種類。季節によって異なります)

など

◆ 日替わり定食 ◆



◆ ケーキ(ミルクレープ) ◆



チャレンジャー4期生の募集が決定しました！

「チャレンジショップゆめちか」では、飲食店の開業を目指すチャレンジャーの4期生を新たに募集します。

＜募集期間＞ 平成29年8月1日(火)～9月15日(金)

＜出店期間＞ 平成29年12月1日(金)～平成30年11月中旬(約1年間)

＜対象者＞ 新たに起業する個人で、現在、事業を営んでいない者

詳しくは、市役所ホームページをご覧ください。下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 吹田市役所 地域経済振興室 商業担当
TEL 06-6384-1356 FAX 06-6384-1292

吹田 ゆめちか

検索



仲間とともに事業を実現させる 組織づくり

これから夏に向けて、商店街や町内会などでは、地域住民や地域商業者などを巻き込んだ様々な集客イベントが行われると思います。たとえば、「町内会や商店街等でイベントを行う役割を任された」「会社で新たな取り組みを行う新事業の立ち上げを担う役割を任された」など、自分一人では難しい作業や事業などを任されたとしたら、どのように対処すればよいでしょうか？

やはり、一人でできなければ、他の方々の協力を得ながら事業を進めていくことを考えると思います。それには、仲間を集めて組織を作ることが必要となります。特に、組織に関してはC.I.バーナードによると「2人またはそれ以上の人々の意識的に調整された活動や諸力の体系」と言われ「協働体系」と言われます。

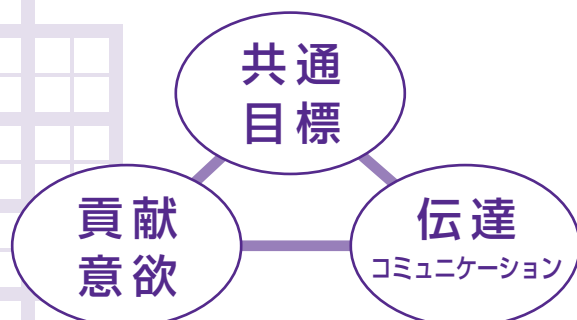
小難しい定義ですが、つまりは自分一人では実現が難しい事でも、複数人の方々と協働しながら進めることで実現に近づけることができるということを意味しています。

そこで、今回は仲間（互いの協働）とともに事業を実現させる組織づくりについて、話を進めていきたいと思います。

組織づくりに必要な3つの要素

複数人がまとまって何か事業を行う集まりを協働体系といいます。その協働体系（組織）を保ちながら、事業を遂行していくには、「共通目標」「貢献意欲」「伝達（コミュニケーション）」の3要素が必要であると言われています。

組織づくりの3要素



C.I.バーナードは、協働体系としての公式組織には以下の3要素が必要であると述べています。

(1) 共通目標

組織の構成員が共通にもつ目標のことで構成員の合意が得られるようなものである。ここに「組織」が必要な根拠がある。組織は、個人でできないことを達成する場である。

(2) 貢献意欲

組織成員が共通目標を達成しようとする意欲(自発的意思)のことで、この意欲を高めるためには経済的誘引とともに社会的・心理的誘引が必要とされる。

(3) 伝達(コミュニケーション)

共通目標と貢献意欲を結びつけるもので、意思決定や命令を伝達すること以外に非公式組織におけるコミュニケーションも含む。

出所 井原久光(2015)

『テキスト経営学[第3版]—基礎から最新の理論まで—』ミネルヴァ書房

このように3つの要素を踏まえつつ、(1)共通目標を明確にし、(2)伝達（風通し）を良くして、(3)貢献意欲（やる気）を起こす必要があるといっています。

それでは、3つの要素に関する具体的な内容を述べていきたいと思います。

共通目標

まずは、共通目標の共有により、事業に関して参加者の意識を同じ方向に向けさせる取り組みです。参加者は、年齢も違えば育ちや生まれ、考え方なども異なる方々だと思います。その方々と一緒に事業を実施していくためには、事業の狙いやゴールイメージの共有を図ることは、避けては通れません。

人は目標を持つことでその実現に向けて努力しつづけると言われています。努力を促すための目標が参加者ごとで異なっていれば、参加者全員で協働した活動を行うことは難しいと思います。

このときに留意すべき点は、参加者全員を集め、意

見を交わしながら、目標を共有する場を必ず設けることです。ここは非常に重要です。何度も何度も時間をかけて丁寧に行う場面です。

もし、リーダーが勝手に決めた目標を参加者に押し付け、その場が丸く収まったとしても、誰も納得していない状態になっており、結果的には誰も動いてくれません。

貢献意欲

次に貢献意欲を高めるには、参加者が自らすすんで動けるような雰囲気づくりをすることです。たとえば、幼児と子育て世代の主婦に多く来店してもらうようなイベントを行うという目標を決めた場合に、具体的にどのようなイベントを実施するのかについては、参加者が主体的に意見を出してもらえるような場作り、雰囲気づくりは重要です。それは、人は自分が発言したことや自分の考えを周りから認められていると確信すれば、その実現にむけた努力を惜しまないと言われているからです。

もし、リーダーが参加者の意見も聞かず、具体的な実施内容を勝手に押し付けたら、参加者はやらされ感が強くなり、事業の実現に対する意欲も薄れるでしょう。

つまりは、雰囲気作りの成功の鍵は、リーダーの振る舞いで決まります。参加者の意見を否定せず、まずは一旦受け入れる。参加者全員一致の納得までは至らないにしても、共感できる対応を心がけることがリーダーには求められます。リーダーは答えを出すのではなく、答えを導く役割に担えるかがポイントです。

伝達(コミュニケーション)

最後に伝達(コミュニケーション)です。事業を進めていくと様々な問題が出てきます。一人では解決できないことも多々でてきます。

リーダーから「その事業はあなたに任せたので、後はよろしく」と言われ、参加者は事業の実現に向けて努力を行いますが、いざ進めていくと様々な問題が出てきます。自分では対処できない問題が出てきたときに誰も助けてくれなければ、孤独感は高まり、その方はやる気を失ってしまうでしょう。

そうならないためにも、困ったときには助け合う雰囲気づくりのための常日頃からの声掛けや参加者同士による状況共有は欠かせません。また、リーダーは、定期的な会議の開催による状況把握や突発的な問題への迅速な対応などを心がけることにより、互いに気にし合える雰囲気の醸成が求められます。

最後に、今後、仲間とともに事業を行う機会がある際には、上記の3つの要素を意識しながら実施してみてください。特に、リーダーの振る舞い方は重要です。リーダーは参加者を巻き込みながら、参加者をまとめていくアプローチが求められます。それを実施していくことは並大抵のことではありませんが、3つの要素を意識してやってみると事業がスムーズに実施できることが体感できると思います。

■ 筆者プロフィール ■



吹田市商業相談員 辻 紳一 氏 (中小企業診断士)

1969年生まれ。約20年にわたり情報システムの企画・開発に携わり、2010年に中小企業診断士登録の後、独立。専門分野は小売業、サービス業、商店街活性化支援。近畿圏を中心とした各地域で商業活性化の登録専門家として活躍中。

<コメント>

「“問題の解決方法は、クライアントが持っている”ことを常に意識し、“一期一会”の気持ちをもって、“お客様との対話”を心がける。そのような、お客様重視の姿勢で支援いたします。」

◆◆◆ 辻先生の商業相談 ◆◆◆

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽にご利用ください。

商業相談日

- ・庁内相談(市役所市民総務室 中層棟1階105番窓口)
…毎月第3木曜日 午後1時～午後5時
- ・庁外相談(巡回相談)
…毎月第2・4木曜日 午後1時～午後5時

相談は予約制で、相談時間は30分～1時間程度です。相談を希望される方は地域経済振興室までご連絡ください。

市内事業者・創業者向けの支援施策一覧



市内で新たに事業所を開設する創業者を支援します

市内で新たに事業所を開設し、地域経済の循環及び活性化に資する創業計画を実施する創業者に対し、事業所賃借料の一部を補助します。補助金の交付を受けるためには、市が実施する認定会議において、創業計画についてのプレゼンテーションを行った上で、認定創業計画の認定を受ける必要があります。

【応募資格】（※ここに記載しているのは一部です。応募時は必ず募集要項を御確認ください。）

応募資格者は次のいずれかに該当するものとします。

- ① 認定創業計画の認定を受けた月の翌月から起算して、6か月以内に新たな事業を開始する計画を持つ個人
- ② 認定創業計画の認定を受けた月の翌月から起算して、6か月以内に分社化等により新たに設立する会社において新たな事業を開始する計画を持つ親会社

【補助内容】

- ・ 補助金額 事業所賃借料（共益費・駐車場使用料等除く）の月額2分の1以内（補助上限月額5万円）
- ・ 補助期間 12か月間

【応募受付期間】

平成29年7月3日（月）から7月31日（月）までに提出書類を窓口へ直接持参（郵送不可）

【応募方法】

詳細は市ホームページにて募集要項、提出書類をダウンロードの上、御確認ください。

※応募のあった創業計画については、8月25日（金）に開催予定の認定会議においてプレゼンテーションを実施していただきます。審査結果については、8月末に応募者宛に個別に通知します。



展示会への出展企業を支援します

市内中小企業者の販路開拓支援を目的として、展示会又は見本市等への出展を行った中小企業者に対する出展費用の補助を行うに当たって、補助対象者を募集します。

応募のあった企業については、書類審査を行った上で、補助対象企業を決定します。（応募状況により、予算額の範囲での選定となります。）

【応募資格】

- ・ 市内に主たる事業所を有する中小企業者であること
- ・ 本市の市民税の滞納（不申告を含む）をしていないこと
- ・ 本市が主催する販路開拓セミナーへの出席が可能であること（8月24日（木）開催予定）

【補助内容】

以下の対象展示会の出展にかかる小間料、装飾工事費及び電気工事費等の2分の1以内（補助上限額20万円）

【対象となる展示会】

平成29年9月から平成30年3月までの期間に開催される展示会のうち、以下のいずれかに該当するもの

- ・ 東京ビッグサイト、インテックス大阪、幕張メッセ、ポートメッセなごや又はパシフィコ横浜のいずれかを会場として開催されるもの
- ・ 吹田市と産業振興連携協力に関する協定を締結している金融機関（北おおさか信用金庫、池田泉州銀行）が主催するもの

【応募受付期間】

平成29年7月14日（金）までに提出書類を窓口へ直接持参（郵送不可）

※対象展示会等への出展申し込み又は出展契約については、各自が行ってください。

【応募方法】

詳細は市ホームページにて募集要項、提出書類をダウンロードの上、御確認ください。



特許権・実用新案権の取得を支援します

市内の中小企業者が、特許権又は実用新案権を取得した場合、以下の内容で取得に要した経費の一部を補助します。今後取得予定の案件をお持ちの方は、一度御相談ください。

【補助対象者】

市内に主たる事業所を有する中小企業者であること

【補助内容】

	特許権の取得	実用新案権の取得
補助対象経費	出願料、電子化手数料、審査請求料、当初3年分の特許料、出願に係る弁理士費用	出願料、電子化手数料、当初3年分の登録料、出願に係る弁理士費用
補助率	補助対象経費の2分の1以内	
補助上限額	20万円	10万円

※平成24年4月1日以降に出願されたもので、取得後1年以内のものが対象です。また、1事業所に対する補助金交付回数は1年度につき1回限りとなります。



エコアクション21の認証取得を支援します

市内の中小企業者が、事業活動を行う上で環境への目標を持ち、行動することができる体制を整備するために、エコアクション21の認証を取得した場合に、以下の内容で認証に要した経費の一部を補助します。

【補助対象者】

市内に事業所を有し、1年以上引き続いて同一の事業を営んでいる中小企業者

【補助内容】

審査人に支払った登録審査費用、中央事務局に支払った認証・登録費用（審査人等の交通費、宿泊費等を含む）の2分の1以内を補助（補助上限額10万円）

※1事業所に対する補助金交付回数は1回限りとなります。



中小企業大学校の研修受講を支援します

市内の中小企業者又はその従業員が、経営に必要な知識を学ぶため、中小企業大学校の研修を受講した場合に、以下の内容で、受講に要した経費の一部を補助します。

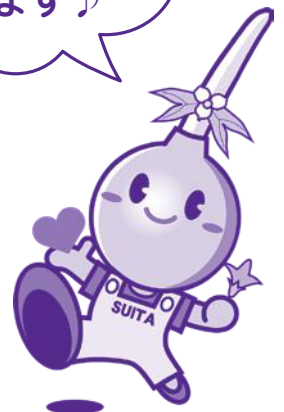
【補助対象者】

市内に主たる事業所を有する中小企業者

【補助内容】

中小企業大学校の研修受講料の2分の1以内を補助（1年度において1事業所あたり、補助上限額5万円）

御活用
お待ちしております♪



《問合せ先》

吹田市 地域経済振興室 企業振興・融資担当

TEL 06-6384-1356 FAX 06-6384-1292

商業相談をご利用ください

吹田市では、商業の経営に関することについての相談をおこなっています。無料ですので、是非ともご利用ください。

●相談日時（庁内）

とき／第3木曜日 午後1時～午後5時 ところ／市民総務室 市役所1階105番窓口

●相談日時（庁外）

とき／第2・4木曜日 午後1時～午後5時 ところ／相談員が商店街や市場などを巡回相談します

商業に関する、あらゆる相談におこたえします

「開業するにあたって、準備は始めているが具体的な形が見えない…」

「確定申告の方法がわからない…」

そのほか、資金面のご相談、販売促進のあり方、経営改善、新しく構える店の立地、家賃、定休日など、事業を始めるにあたっての”入り口部分の疑問点”から経営に関するお悩み、書類のチェックまで、事業者さまのご都合に合わせて、個別にご相談いただけます。



申込み

吹田市 地域経済振興室 商業担当

TEL 06-6384-1356（予約者優先）

【商業相談員の紹介】

辻 紳一 氏（中小企業診断士）

1969年生まれ。約20年にわたり情報システムの企画・開発に携わり、2010年、中小企業診断士登録の後、独立。専門分野は小売業、サービス業、商店街活性化支援。近畿圏を中心とした各地域で商業活性化の登録専門家として活躍中。

<コメント>

“問題の解決方法は、クライアントが持っている”ことを常に意識し、“一期一会”の気持ちを持って”お客様との対話”を心がける。そのような、お客様重視の姿勢で支援いたします。

お仕事さがしはJOBナビすいた

企業様からの求人受付中です！



- 職業紹介
- 就職に役立つセミナー
- 就労相談 などなど

吹田市片山町1-1
メロード吹田一番館2階
JR「吹田」駅 東改札より北口すぐ
TEL 06-6310-5866
FAX 06-6310-5867

JOBナビすいた

検索

貴社の福利厚生、おまかせください！！



吹田市勤労者福祉共済

<対象>

市内の会社、お店、
自営業者など

<会費>

1人月額700円！
（半額以上を事業主が負担）

<内容>

- ◇ 祝金、見舞金などの給付金
- ◇ スポーツ観戦レジャー施設お食事券などの斡旋

お得だよ！



★くわしくは、お気軽にお問合せください★

勤労者福祉共済事務局（吹田市役所3階 地域経済振興室内）
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
TEL 06-6384-1365 FAX06-6384-1292